

中央社会保険医療協議会議事規則の改正について（案）

【概要】

現行の高度先進医療と先進医療とを統合し、新たに先進医療として一本化することに伴い、中央社会保険医療協議会議事規則を改正して高度先進医療専門家会議を廃止し、先進医療専門家会議において医療技術の科学的評価を行うこととする。

【改正案】

| 現 行 | 改正案 |
|--|-----------------------|
| <p><u>（高度先進医療専門家会議）</u> <u>第16条 協議会は、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第2号に規定する高度先進医療について調査審議するため必要があるときは、高度先進医療に係る専門的学識経験を有する者及び保険診療に精通した者により構成される高度先進医療専門家会議に意見を聴くことができる。</u></p> | <p><u>第16条 削除</u></p> |

附 則（高度先進医療専門家会議関係の一部施行）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。